

訪問リハビリテーション なごみ野 指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団登豊会が開設する訪問リハビリテーションなごみ野が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下、「当事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 当事業所は、介護老人保健施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なりハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当事業所は、要介護状態、介護予防にあつては要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供にあつては、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
 - 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあつては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 当事業の実施にあつては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。
 - 5 サービス提供にあつては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
 - 7 当事業所の提供にあつては、介護保険法第118条の2の第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。

(名称及び所在地)

第4条 当事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 訪問リハビリテーション なごみ野
- (2) 開設日 令和3年4月1日
- (3) 所在地 岐阜県岐阜市則武東4丁目2番6号
- (4) 電話番号 058-215-9753
FAX番号 058-215-9757
- (5) 管理者名 茜部 寛
- (6) 訪問リハビリテーションなごみ野 2150180160

(従業者の職種、員数)

第5条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|------|-------------|
| (1) 管理者 | 1人以上 | 介護老人保健施設と兼務 |
| (2) 医師 | 1人以上 | 介護老人保健施設と兼務 |
| (3) 理学療法士 | 1人以上 | 介護老人保健施設と兼務 |
| (4) 作業療法士 | 1人以上 | 介護老人保健施設と兼務 |
| (5) 言語聴覚士 | 1人以上 | 介護老人保健施設と兼務 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者は、当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 理学療法士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス又は介護予防サービスを行う。
- (4) 作業療法士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス又は介護予防サービスを行う。
- (5) 言語聴覚士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス又は介護予防サービスを行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く
- 2 営業時間 午前9時00分から午後5時00分
- 3 電話等により、午前8時30分から午後5時30分まで連絡が可能な体制とする

(事業の内容)

第8条 当事業所は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあつては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の当事業所の実施地域)

第9条 通常の当事業所の実施地域は、岐阜市の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第10条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション又は指定介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 第9条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域(岐阜市)を越える地点から5kmごとに片道500円を徴収する。

3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(身体の拘束等)

第11条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第12条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第13条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し当事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第16条 当事業所は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第17条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第18条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人登豊会介護老人保健施設仙寿なごみ野の就業規則による。

(職員の健康管理)

第19条 当事業所職員は、当事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第20条 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委

- 員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第21条 当事業所は、提供したサービスに対する利用者からの相談・苦情に対する相談窓口を設置する。受けた要望・苦情等に対しては、マニュアルに基づき事業所内での会議にて対応策を検討し、迅速かつ適切に対応する。なお、苦情・要望等については、今後のサービス提供の参考として活用する。

- 2 必要な場合には、市町村等窓口への報告等の措置を講じるものとする。
- 3 提供したサービスに関して市町村から文書その他物件の提出・提示、質問・照会には速やかに対応するとともに、助言や指導を受けた場合にはそれに従い、改善策を講じる。
- 4 利用者等からの苦情について国保連合会から文書その他物件の提出・提示、質問・照会には即時対応するとともに、助言や指導を受けた場合にはそれに従い改善策を講じる。

公的機関（祝日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日まで）

<p>岐阜市役所 福祉部介護保険課</p>	<p>住所：岐阜市司町 40 番地 1 電話：058-265-4141 午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで</p>
<p>岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課 苦情相談係</p>	<p>住所：岐阜市下奈良 2-21 (岐阜県福祉・農業会館内) 電話：058-275-9826 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで</p>

(緊急時における対応方法)

第22条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(その他運営に関する留意事項)

第24条 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。

- 2 当事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人登豊会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 6月 1日から施行する。